

議案第四号

条例の改正に関する専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、山口県税賦課徴収条例の一部を次のとおり改正したので、同条第三項の規定に基づき、県議会の承認を求めます。

令和二年四月三十日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号口中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「（次号に掲げる事業を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 電気供給業のうち、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同項第十四号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 第一号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第四十一条第一項中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

一 付加価値割 各事業年度の付加価値額

二 資本割 各事業年度の資本金等の額

三 所得割 各事業年度の所得

四 収入割 各事業年度の収入金額

第四十一条第二項中「前項第一号イ」を「前項第一号」に、「同号ロ」を「同項第二号」に、「同号ハ」を「同項第三号」に、「第二号」を「同項第四号」に改める。

第四十四条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第四十条第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額

二 第四十条第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五を乗じて得た金額

第六十五条の三第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）」に、「同項各号」を

「同項第三号又は第四号」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第六十五条の五第一項又は第三項の規定による申告書に前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第六十五条の五第一項中「第六十五条の三第二項」を「第六十五条の三第三項」に改める。

第六十七条第三項第一号中「（以下「国体」という。）」及び「国体若しくは」を削る。

附則第七条中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改める。

附則第七条の四の二中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第九条の四の七第一項第五号中「又は装置」を削る。

附則第十四条第四項中「令和二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の二第一項中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同条第二項中「令和二年度」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号及び第十四号」に、「同項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第六項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第七項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附 則

（施行期日）

附則第十七条の六第二項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

4 改正後の条例第六十七条第三項第一号の規定は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。